



平成28年2月15日

西条市長 青野 勝 様

西条市使用料等審議会
会長 星 加 隆 夫



下水道使用料等の改定について（答申）

平成27年8月27日付け、西下業第186号で当審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり改定することが妥当であるという結論に至ったので答申します。

記

西条市の下水道使用料については、一般会計からの繰入金に依存した経営状況から脱却するとともに、市民の融和や一体感を醸成するため、2つの処理区の使用料体系及び従量単価を統一することが妥当と考える。

また、下水道使用料等の改定（案）については、次のとおり実施することとされたい。

- 1 西条処理区の家庭汚水については、人頭制を廃止し、従量制により使用料を計算することとする。
- 2 西条処理区の使用料体系に基本使用料を設定する。
- 3 西条処理区の下水道使用料について、今回は8%程度の値上げとし、今後、使用料統一まで実施する改定ごとの改定率の均衡を図ることとする。

付帯意見

- 1 当市の下水道事業におかれましては、健全な経営を行うための計画的・効率的な事業運営に努められ、また、市民の一体感の醸成や使用者負担の公平性を確保するためにもできるだけ早期に使用料の統一を図られたい。
- 2 下水道使用料については、3年程度を基本として定期的な見直しを図られたい。
- 3 使用料の値上げとなる地域の使用者はもちろん、全市民に対して処理区ごとの財政状況の説明や周知活動を十分に行い、理解を得られるように努められたい。
- 4 使用料徴収については、より一層の努力を行い、更なる収納率の向上に努められたい。
- 5 下水道未接続者の解消に向けた取り組みを行い、水洗化率の向上に努められたい。
- 6 将来的には、独立採算による経営ができる体制を目指し、経費回収率が100%を達成できる使用料体系を構築されたい。